

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

第一表 (平成二十八年分以降用)

住所 (又は居所)	〒	個人番号		
		フリガナ	シ ョ フ チ イ チ ロ ウ	
平成29年 1月1日 の住所		氏名	ジ ョ ブ 一 郎	
		性別	世帯主の氏名	世帯主との続柄
		生年月日		電話番号 自宅・勤務先・携帯

受付印 (単位は円)

収入金額等	給与	ア	2	5	0	0	0	0	0
	雑	公的年金等	イ						
		その他	ウ						
配当一時	配当	エ	1	0	0	0	0	0	
	一時	オ							
所得金額	給与	区分	①	1	5	7	0	0	0
	雑	②							
	配当	③	1	0	0	0	0	0	
	一時	④							
合計	(①+②+③+④)	⑤	1	6	7	0	0	0	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥	3	6	6	7	3	0	
	小規模企業共済等掛金控除	⑦							
	生命保険料控除	⑧							
	地震保険料控除	⑨							
	寡婦、寡夫控除	⑩						0	
	勤労学生、障害者控除	⑪						0	
	配偶者(特別)控除	区分	⑫	3	8	0	0	0	
	扶養控除	⑭						0	
	基礎控除	⑮	3	8	0	0	0	0	
	⑥から⑮までの計	⑯	1	1	2	6	7	3	0
雑損控除	雑損控除	⑰							
	医療費控除	⑱							
	寄附金控除	⑲							
合計	(⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳	1	1	2	6	7	3	0

税金の計算	課税される所得金額	⑰	5	4	3	0	0	0	
	上の⑰に対する税額	⑱	2	7	1	5	0		
	配当控除	⑳	1	0	0	0	0		
	(特定増改築等)区分	㉑							
	住宅借入金等特別控除	区分	㉒						
	政党等寄附金等特別控除	㉓							
	住宅耐震改修特別控除	区分	㉔						
	住宅特定改修・認定住宅	区分	㉕						
	新築等特別税額控除	区分	㉖						
	差引所得税額	(㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	㉗	1	7	1	5	0	
災害減免額	㉘								
再差引所得税額	(基準所得税額)	㉙	1	7	1	5	0		
復興特別所得税額	(㉙×2.1%)	㉚					3	6	0
所得税及び復興特別所得税の額	(㉙+㉚)	㉛	1	7	5	1	0		
外国税額控除	区分	㉜							
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉝	5	1	7	1	5			
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	還付される税金	㉞					0	0	
還付される税金の所	税金	㉟	△	3	4	2	0	5	
その他	配偶者の合計所得金額	㊱							
	雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊲							
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊳							
延納の届出	申告期限までに納付する金額	㊴					0	0	
	延納届出額	㊵					0	0	0

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税理士署名押印 (印) 電話番号

税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有
----------------	------------------

還付される税金の所	銀行・金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局名等	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄
口座番号	記号番号	

整理欄	区分	A B C D E F G H I J K
異動	年 月 日	L
管理	通信日付印	年 月 日
補完納管	事績	住民 検算
		確認 一連番号

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 フリガナ 氏名 ジョブ サチ ジョブ 一郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額. Includes rows for 給与所得 and 総合配当所得.

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等. Includes row for 総合配当所得.

住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族の氏名・続柄・生年月日・別居の場合の住所. Includes fields for 扶養親族, 寄附金税額控除, and 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所.

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険の種類 支払保険料 ⑦ 掛金の種類 支払掛金. ⑧ 新生命保険料の計 旧生命保険料の計. ⑨ 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計. ⑩ 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除. ⑪ 障害者控除. ⑫ 配偶者の氏名 生年月日. ⑬ 配偶者特別控除. ⑭ 扶養控除. ⑮ 雑損控除. ⑯ 医療費控除. ⑰ 寄附金控除.

特例適用条文等

第二表 (平成二十八年分以降適用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類を紙などに貼ってください。